

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年2月25日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	中川雅之

【別紙1】

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書

(株式会社日本メカトロニクス)

『株式会社日本メカトロニクス 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和2年8月21日から  
令和2年9月25日まで

豊川市監査公表第37号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第6条第3項において、本業務の実施に係る収入及び支出は固有の銀行口座にて管理することとされているが、支出については、他の業務が含まれた銀行口座を使用していた。現状の実務を鑑み、所管部署との協議の上、基本協定書の見直しを含め、事務処理の方法について検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務ができていなかったため、現状の実務を確認し、固有の銀行口座にて管理することができない理由及び他の業務が含まれた銀行口座で支出をする中で、本業務に係る支出を適切に管理する方法の検討を行い、令和3年2月15日付けで基本協定書第48条に基づき協議書を取り交わし、支出に関しては、固有の銀行口座以外を使用することについて承諾を得ました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月24日現在のものである。

【別紙】

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書（都市整備部都市計画課）

『株式会社日本メカトロニクス 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和2年8月21日から  
令和2年9月25日まで

豊川市監査公表第37号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第6条第3項において、本業務の実施に係る収入及び支出は固有の銀行口座にて管理することとされているが、支出については、他の業務が含まれた銀行口座が使用されていた。現状の実務を鑑み、指定管理者との協議の上、基本協定書の見直しを含め、事務処理の方法について検討されたい。</p> <p>2 基本協定書第8条第2項において、本業務の一部を第三者に委託する際の承諾についての定めはあるが、委託契約期間中の委託業者の変更時の取扱いについては不明確である。リスク管理の観点から、基本協定書を見直し、適正な事務処理の方法について検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務がされていなかったため、現状の実務を確認し、固有の銀行口座にて管理することができない理由及び他の業務が含まれた銀行口座で支出をする中で、本業務に係る支出を適切に管理する方法の確認を行い、令和3年2月15日付けで基本協定書第48条に基づき協議書を取り交わし、支出に関しては、固有の銀行口座以外を使用することについて承認しました。</p> <p>2 令和2年度当初から、委託契約期間中の委託業者の変更時の取扱いについては、文書で承諾を得るようにしました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月24日現在のものである。